様式第２号

誓　約　書

年　　月　　日

長与町長　吉 田　愼 一　　様

住　所

ふりがな

申込者　　氏　名

（団体等の場合、名称及び代表者氏名）

電　話

長与町が動物病院に委託する所有者のいない猫に対する不妊・去勢手術を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、次の事項について誓約します。

１　申請する猫は、飼い主（所有又は占有の意思をもって継続して給仕等の世話をする者をいう。）が存在しない、又は首輪を装着していない等の理由により飼い主の存在を推測することができない猫です。

２　万が一手術を受けさせた猫が飼い猫であった場合は、私が誠意をもって、当該飼い猫の飼い主に補償その他必要な対応を行います。

３　手術の実施にあたり、手術にはリスクが伴うことを理解し、施術及びこれに関して生じた事故などいかなる問題について、手術を実施した動物病院及び長与町に対して一切責任を追及しません。

４　猫の捕獲等により周辺住民等との紛争が発生した場合には、申請者である私が責任を負い、誠意を持って問題を解決するよう努めます。

５　手術を実施する動物病院は、町が指定する動物病院の中から選択し、動物病院への連絡、猫の持込み及び引取りは、私が責任を持って行います。

６　猫の手術の委託料として、２，０００円を負担し、当該委託料を動物病院に支払います。また、開腹後に手術実施済みと判明した場合も、当該委託料を支払います。

７　手術を実施した後は、私が捕獲した場所に戻します。

８　対象猫に、手術を受けたことが明確に分かるように、片側の耳にＶ字耳カットを施すことに同意します。

９　対象猫に手術痕がある場合も開腹することに同意します。

10　手術前の確認で、申請をした猫がすでに手術実施済み、繁殖器官の形成不全あるいは疾病罹患等により手術の実施が不能であることが判明した場合は、手術を実施しないことに同意します。

11　申請に対する虚偽が発覚した場合は、委託料の返還等、長与町の指示に従います。

12　長崎県動物の愛護及び管理に関する条例第 12 条を遵守します。

年　　月　　日

署　名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例

（飼い主のいない猫への給餌等）

第 12 条　飼い主のいない猫に給餌及び給水を行う者は、不妊又は去勢の措置が実施されている猫その他規則で定める猫を対象とし、汚物等の適正な処理を行う等、周辺住民の生活環境に配慮した管理を行わなければならない。

２　何人も、前項に規定する場合を除き、飼い主のいない猫に対しみだりに給餌及び給水を行ってはならない。

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

（飼い主のいない猫への給餌及び給水）

第４条　条例第 12 条第１項の規定で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1)　不妊又は去勢の措置を施すことを予定している猫

(2)　疾病又は負傷等により、一時的に保護を必要とする猫

(3)　適正な飼育環境の下に置くため、保護又は譲渡することを予定している猫